公　　告

　公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和３年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

１　委託業務の概要

（１）業務の名称

　　　麒麟のまち関西情報発信拠点管理及び運営に関する業務委託

（２）業務の内容

　　　「麒麟のまち関西情報発信拠点管理及び運営に関する業務委託仕様書」のとおり

（３）契約期間

　　契約締結日（令和４年2月下旬予定）から令和７年３月３１日まで

　　　　＊店舗の営業開始日は、協議により決定する。（令和４年4月上旬予定）

（４）提案限度額

　　金６７,５００千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

２　参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）麒麟のまちの管理運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、麒麟のまちの効果的かつ効率的で安定した運営を行うことができる法人その他の団体（以下「団体」という。法人格の有無は問わない。）であること。なお、複数の団体で構成されたグループでの参加（以下「グループ応募」という）もできるものとする。

（２）次に掲げる要件の全てに該当しない者であること。グループ応募の場合は、構成員全てがこの要件を満たすものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の4（地方自治法施行令第１６７条の１１において準用する場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。

イ　この公告の日以後に鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）又は鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成９年１２月１日制定）に基づく指名停止措置を受けている期間がある者であること。

ウ　法人税、消費税、地方消費税及び鳥取市税を滞納していること。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であること。

オ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者であること。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその統制下にある団体又は構成員

キ　禁錮以上の刑の執行を終了し、又は執行を受けることがなくなってから２年を経過していない者

ク　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

ケ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

（３）グループ応募の場合の条件

グループ応募の場合は、前２号に掲げる資格のほか、次の条件を満たす必要がある。

ア　単独で参加する団体が、他のグループ応募の構成員となることはできない。

イ　グループ応募の構成員である団体が、他のグループ応募の構成員となることはできない。

ウ　グループ応募の場合は、代表となる団体を定めることとする。この場合、代表となる団体はグループにおける責任割合が最大であることを必要とする。

３　募集要項等の交付

　　本件公募型プロポーザルの募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次のとおり直接交付する。

（１）交付期間及び時間

令和３年１２月２２日（水）から令和４年１月１２日（水）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時００分から午後５時００分まで。

（２）交付場所

　　　１１の担当部局

４　選定方法

麒麟のまち関西情報発信拠点プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者（１者）を選定する。

５　参加意向書兼誓約書等の提出方法

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定めるところにより参加意向書兼誓約書等を提出するものとする。

６　企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

７　審査

受託候補者の審査に当たっては、提出された企画提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、委員会が評価を行う。

８　審査結果の公表

（１）結果通知及び公表

審査結果は、参加した全ての者に対し、令和４年２月末日までに書面にて通知するとともに、鳥取市公式ウェブサイトにおいて公表する。

　　　なお、公表する内容は次に掲げる事項とする。

ア　受託候補者の名称及び総得点

　　　イ　受託候補者以外の総得点（団体名は非公開とする。）

（２）その他

審査の経過及び内容に関する問い合わせには応じない。また、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。なお、委員会の議事は非公開とする。

９　契約の締結

（１）仕様に関する協議

契約締結前に、本市と受託候補者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な仕様に関する協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、企画提案書等の内容の一部を修正する場合がある。

（２）契約締結

双方合意により確定した仕様書に基づき、受託候補者から見積書を徴取し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約の方法にて契約を締結する。

本契約は、鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）に基づき、見積額の範囲内で、受託候補者と募集要項に定めるところにより締結するものとする。

１０　その他の留意事項

（１）本件公募型プロポーザルの参加者が、受託候補者の決定前までに、委員会の委員に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合、失格とする。

（２）本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加希望者及び参加者の負担とする。

（３）提出された企画提案書等は、提出後、追加又は変更はできないものとし、採用、不採用にかかわらず返却はしない。

（４）提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。

（５）提出期間以後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

（６）企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。

（７）本公告に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市長が別に定めるものとする。

（８）企画提案書の無効

　２の応募者の資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

（９）公正なプロポーザルの実施が確保できないと認められる場合、審査を中止することがある。

（１０）著作権の取扱い

　　ア　受託候補者として選定された者の企画提案に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては受託候補者に帰属するものとする。

　　イ　選定されなかった企画提案書に係る著作権は、企画提案書の提出者に帰属するものとする。

　　ウ　本市は、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（１１）暴力団の排除

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。

　　　なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に本市が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を本市に支払わなければならない。

　　　また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加し　　ている者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

　　（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（１２）本公告に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

１１　担当部局

〒５３０－０００１　大阪市北区梅田１－１　大阪駅前第3ビル２２Ｆ

鳥取市関西事務所

　電　話：０６－６３４１－３９９０

　　ＦＡＸ：０６－６３４１－３９７２

メール：osakaoffice.tottori@city.tottori.lg.jp